

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）
支給申請 提出書類チェックリスト

最初にチェック!



中途採用計画期間の終了日の翌日から起算して6か月を経過する日の翌日から2か月以内

【事業所名]

島根労働局職業安定部

	事業主 チェック	安定所 チェック	提出書類	備考
必須書類				
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第7号)「早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)支給申請書」	
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第8号)「早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)中途採用率算定対象者一覧」(計画期間)	
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第9号)「早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)支給対象労働者雇用状況等申立書」	支給対象者全員分
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規定等中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類	計画期間中に対象となる中途採用者の雇用管理制度を整備した場合
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	雇用契約書又は雇入通知書等の支給対象者の雇入れ日と期間の定めのない労働者として雇用されていることがわかる書類	
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	支給対象者の雇入れ日から支給申請日までに支払われた賃金が手当ごとに区分された賃金台帳(写)又は船員報酬支払簿もしくはその写し	
7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	支給対象労働者の雇入れ日の属する月から支給申請日までの出勤簿等(写)	
8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(共通様式第1号)「支給要件確認申立書」	
9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「支払方法・受取人住所届」及び通帳の表紙の写し	雇用関係助成金を初めて申請する場合、住所・口座番号を変更する場合
以下は、【45歳以上の中途採用率の拡大】のみ				
10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	45歳以上支給対象者の雇入れ前事業所において支払われた賃金が確認できる右記のいずれかの書類の写し ※本人の同意があったもの	ア 再就職援助計画対象労働者証明書 イ 給与明細等(連続する2か月) ウ 退職時の証明(写) エ 雇用保険被保険者離職票1、2 オ 雇用保険受給資格者証
11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	45歳以上支給対象者について、雇入れ後6か月間の各月の賃金を手当ごとに区分された賃金台帳(写)又は船員報酬支払簿もしくはその写し	6と内容が同じである場合は不要
12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	支給対象者の雇入れ日の属する月の出勤簿等(写)	7と内容が同じである場合は不要

※上記の他、労働局長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

【R060401】